



## 会社法新制度－11月1日より取締役、監査役、支配人及び大株主の情報の届出が必要

2018年7月6日に立法院にて可決された改正会社法により、同年11月1日より取締役、監査役、支配人及び大株主の情報の届出が必要になりました。この規定はマネーロンダリング防止法に合わせてマネーロンダリング防止体制を構築するための会社法第22条の1の追加及び同年8月31日制定の「会社法第22条の1に基づく資料届出及び管理細則」の施行に基づくものです。

同規定に基づき、すべての会社(国営事業及び株式公開発行会社を除く)は、毎年定期的に、取締役、監査役、支配人及び発行済み株式総数もしくは資本総額の10%超を所有する株主の氏名又は法人名称、国籍、生年月日又は法人の設立登記年月日、身分証明書番号、持株数又は出資額等の資料を、「電子手段」により「台湾集中保管結算所」が構築・運営している「公司負責人及主要股東資訊平臺(会社責任者及び主要株主情報プラットフォーム)」

(<https://ctp.tdcc.com.tw>)に届出する必要があります。

会社が届出作業を行うための十分な時間を確保するために、経済部は「初回届出」の期間を2018年11月1日から2019年1月31日までの3箇月とすることを計画しています。また、2020年度以降は、前年度の12月末現在の資料に係る「年度届出」を毎年3月1日から3月31日までに完了する必要があります。初回届出又は年度届出の完了後、届出資料に変更がある場合、会社は変更後15日以内に「異動届出」を完了しなければなりません。原則的に、上記の届出義務は会社を代表する責任者(通常は董事長)にあります。会社は

届出関連事務を取扱う代理人を1人別途選定することができます。届出に関してよく見受けられる問題の解説は、添付一をご参照ください。

### KPMGの見解

今回の規制対象である株式未公開発行の株式会社、有限会社等は、関連法令に基づき資料登録及び初回届出を期限内に完了し、届出資料に変更がある場合にも変更後15日以内に異動届出を完了しなければなりません。よって、将来、株主名簿に変更がある、又は取締役、監査役、支配人の異動がある際、異動届出の要否に特に留意する必要があります。また、異動届出を行う必要がなくても、毎年3月1日から3月31日までに前年度の年度届出を完了しなければなりません。関連資料の届出は、会社法新制度に基づく新規義務であり、期限内に完了しなければならないことにご留意ください。

### 作者

パートナー 何嘉容

弁護士 林柏霖

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

### [kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2018 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

CTP (Company Transparency Platform)  
会社責任者及び主要株主の情報届出プラットフォーム  
Q&A

法令に関する質問

**Q1：会社が責任者及び主要株主の資料を届出しなければならない理由及びその法令根拠をご教示ください。**

A1：今回の会社法第22条の1の追加目的は、マネー・ロンダリング防止政策への対応、健全なマネー・ロンダリング防止体制の構築、マネー・ロンダリング防止措置の強化、法人（会社）の透明性の向上、会社責任者（取締役、監査役及び支配人）と主要株主（持分又は出資額が10%超）の持分又は出資額の把握です。

**Q2：どのような会社が届出する必要がありますか？**

A2：届出義務者について、届出義務が免除される国営事業会社（中央政府が50%以上の持分を有する事業を指す）又は株式を公開発行する株式会社を除き、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社（非公開発行会社）を含むすべての会社は本法に基づき届出する必要があります。

**Q3：届出方法及び届出先ウェブサイトをご教示ください。**

A3：1. データベースの電子化のため、会社法第22条の1の第1項に「電子方法」による届出が規定されています。よって、現在、インターネットによる届出のみが認められています。会社はモバイルデバイス又はコンピュータにより届出することができます。  
2. 経済部が指定する証券集中保管結算所に構築された「会社責任者及び主要株主情報届出プラットフォーム」(Company Transparency Platform) (以下、本プラットフォーム) のウェブアドレスは<https://ctp.tdcc.com.tw>です。

**Q4：インターネットによる届出手続きをご教示ください。**

A4：会社はインターネットで情報を届出する際に、本プラットフォームで身分の認証及びアカウント、パスワードの設定を行う必要があります。また、規定のソフトウェア、様式、種類及び方法により電子書類を送信する必要があります。身分の認証方法について、以下2つの方法から1つを選択することができます。

1. 中央主務機関が承認した電子証憑。例えば、工商証憑、証券・先物証憑、責任者の自然人証憑など。
2. 責任者の全民健康保険カード番号  
但し、外国会社の台湾子会社の責任者が中華民國の全民健康保険カードを保有していない場合、工商証憑を身分証明とする必要があります。

**Q5：会社は届出手続を代理人に委託してもいいですか？その代理人の資格に制限がありますか？**

A5：会社は自らインターネットにより届出手続きを行うことができます。又は、その他の自然人に委託することができます。届出は会社登記の性質と異なるため、届出代理人に特別な資格制限はありません。届出代理人はインターネットにより登録を行う際に身分認証及びアカウント、パスワード設定に全民健康保険カード番号を使用することができます。

**Q6：届出対象となる情報をご教示ください。**

A6：取締役、監査役、支配人及び発行済株式総数（又は資本総額）の10%超を有する株主の氏名又は

名称、国籍、生年月日又は設立登記日、身分証明書番号又は統一番号、持株数（又は出資額）。また、合名会社又は合資会社の場合は取締役・監査役の制度がないため、持分10%超を有する株主のみ届出をします。

**Q7：届出規則に違反する場合、罰則は処されますか？処罰内容をご教示ください。**

- A7：1. 会社法第22条の1の規定を徹底するため、会社が届出規定に違反した場合、例えば、会社が本法の規定に基づく届出手続を行っていない場合または届出した資料に不実がある場合、原則的に中央主務機関は、本法に違反として、所定期限内に改善するよう会社に通知します。会社が期限内に改善しない場合、会社法第22条の1第4項の規定に基づき処罰します。
2. 処罰内容について、会社法第22条の1第4項の規定によると、「中央主務機関から期限内に修正するよう通知されたが、期限内に修正されていない場合、会社を代表する取締役に対して五万元以上五十万元以下の過料に処する。期限内に修正するよう再度期限を定めて通知してもなお修正されていない場合、修正するまで期限ごとに五十万元以上五百万元以下の過料に処する。その情状が重い場合、会社登記を取り消すことができる。」とされています。また、関連処罰は同条第5項の規定に従い、本プラットフォームに毎回の裁定・処分の状況を注記する必要があります。

**会社の登録に関する質問**

**Q1：会社登録に必要な資料をご教示ください。**

- A1：1. 会社の統一番号及び責任者の身分証明書番号。
2. 申請資格の認証に、会社の工商証憑、証券・先物証憑、責任者の自然人証憑又は全民健康保険カード番号のいずれかを使用することができます。会社が工商証憑、証券先物証憑、責任者の自然人証憑を使用する場合、カードリーダーが必要となります。
3. 会社が指定する管理者の身分証明書番号及び電子メールアドレス等の連絡先資料。
4. 会社が指定する使用者の身分証明書番号及び連絡先資料(任意記入項目。登録時に使用者を設定せず、登録後に設定することも可能です。)
5. 会社が指定する届出代理人の名称・氏名及び統一番号又は身分証明書番号(任意記入項目。登録時に代理人を指定していない場合は記入不要です。指定後に設定することも可能です。)
- 注：1. 届出代理人は会計士、弁護士、記帳士、帳簿処理と税務申告代理人及びその他自然人とし、本プラットフォームで自然人の名義により登録を行う必要があります。本プラットフォームで身分認証を正確に行うため、会社は届出代理人を指定する際に当該代理人の自然人身分証明書番号を入力する必要があります。
2. 届出代理人が株式事務代理機構である場合、本プラットフォームで身分認証を正確に行うために、株式事務題記機構の営利事業統一番号を入力する必要があります。

**Q2：会社登録についてご説明ください。**

- A2：1. 会社は将来、本プラットフォームにおける資料の管理及び届出又はその他資料のメンテナンスを行うため、会社登録時に会社の届出身分を確認するほか、1名の管理者を指定しそのアカウント、パスワード及び連絡方法を設定する必要があります。
2. 必要に応じて当該管理者は別途一名の使用者を設定することができます。
3. 会社が届出代理人に届出を授権する場合、登録時に代理人の資料を設定することができます。

**Q3：登録しなければ届出代理人を指定することはできませんか？**

- A3：はい。会社は本プラットフォームに登録後、届出代理人資料の入力を行う必要があります。また、届出代理人は管理者のアカウントにより会社資料の届出代行を行うため、本プラットフォームに登録する必要があります。

**Q4：届出代理人の追加または変更手続についてご教示ください。**

A4：会社の管理者は本プラットフォームに登録した後、ホームページの右上のブックマークの「>管理者名稱（管理者名称）」の選択肢から「申報公司資料維護（届出資料メンテナンス）」をクリックして届出代理人の追加または変更手続を行うことができます。

本プラットフォーム・ウェブサイトの使用案内(<https://ctp.tdcc.com.tw>)をご参照ください。

## 届出期間

会社法第22条の1第3項の規定に基づき、本法第22条の1に基づく資料届出及び管理細則が制定されました。本細則第6条第1項において、本法第22条第1項の年度届出期間は以下の通り定められています。

- (一) 初回届出期間は2018年11月1日から2019年1月31日までです。
- (二) その後の年度の届出期間は毎年3月1日から3月31日までです。会社は前年度12月31日までの資料を届出する必要があります。
- (三) 前年度12月31日から年度届出期限日までに会社の資料に変更があり、すでに変更届出手続を完了している場合、最新の届出対象資料であるため、会社は年度届出を行う必要はありません。